

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所におけるガスクロマトグラフの解体撤去に係る行政相談
2. 日時: 令和4年6月23日(木)15時10分～15時30分
3. 場所: 原子力規制庁10階会議卓 ※TV会議により実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
細野安全管理調査官、本多主任安全審査官、真田安全審査官
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料技術開発センター
燃料技術部 次長 他7名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料
・プルトニウム燃料第一開発室グローブボックス No.98 の一部内装設備の解体・撤去におけるガスクロマトグラフの一部残置について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	それでは6をお願いします。はい。
0:00:06	規制庁の本田でございます。
0:00:12	どうぞ、どうぞ本田さん進めてください。
0:00:18	核サ研のですねプルトニウム燃料第一開発室のガスクロマトグラフの一部残置ということで資料に基づいた説明、減少機構さんからよろしくお願いいたします。
0:00:31	はい、原子力機構、土佐事務所、各本部の仲村です。本日はお時間いただきありがとうございます。
0:00:38	では資料の方に基づいて、
0:00:41	秋田県の区域、ちょっとご相談事項になるんですけども、開催結果に対するご相談させていただこうと思います。説明はカクサケンプルセンターのほうからお願いいたします。
0:00:59	はい。プルトニウム燃料技術開発センター燃料技術部次長奥村でございます。
0:01:04	はい。これからの資料の方説明させていただきますけれども、本日はお忙しいところお時間をとっていただきまして誠にありがとうございます。では
0:01:15	あらかじめ送信させていただきました資料について、こちらからご紹介させていただきます。はい。お願いします。はい。説明はセンターの開発課の中道の方から説明させていただきます。よろしく申し上げます。
0:01:32	ちょっと時間も時間なんでご説明いただくかなと思ったんですけどいいですよ。とりあえず、ちいの疑問の方からちょっとスタートしましょうか。
0:01:44	承知しました。はい。ちょっと今お話ありましたけど資料、事前に送ってもらって、内容確認してますんで、ちょっと確認したいところ。
0:01:56	話したいと思います。
0:01:58	概要はねわかったんだけど、これはあまり良い話はないですね、ないと思ってますよ。
0:02:09	ちょっと7. くらいわからないですと、まず一つ目なんだけど、
0:02:18	結局許可通り解体撤去ができなかったっていうことなので、その
0:02:24	1 ページ目の1 ページ目じゃないなその3 ページ目の概要を見てもらいたいんだけど、その
0:02:30	うちに許可申請書を作ったときのその判断。
0:02:36	はい。
0:02:37	どういう
0:02:38	計画を立てて、誰が作成してどういうプロセスを踏んで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:45	この許可申請書で良いと判断したのかっていうのが
0:02:49	全然わからないですと。
0:02:51	結局最後のポチとしては再発防止を図るものとするってということなんだけど、
0:02:57	そもそも発端としてその許可申請書でどう、
0:03:01	何が問題だったのか。
0:03:03	手続きに何が不備があったのかっていうその根本原因分析をしないと、再発防止なんか図れないはずであって、
0:03:11	そもそもその令和2年の6月に許可を取ったっていうのをしっかり分析してもらわなければならない、
0:03:19	それは今回、概要、
0:03:21	だから入っていないっていうふうに認識してますけど、当然機構としてはそこら辺はもうす
0:03:28	検討されてるんだろうなと思いますんで、ちゃんとそこは説明してもらわなければならないと思ってますよというのが一つ目ですと。
0:03:36	二つ目なんだけどね
0:03:42	んところの3ページ目の概要のところでは許可を受けた後に、いろいろ解体撤去したんだけど、許可通りにいきませんでした。
0:03:53	行きませんでした、なんだけど、許可と違うやり方をして、もうそれで終了ですっていう判断がされたんですよここで。
0:04:03	これもね何でその許可で、
0:04:06	許可されたものと違うやり方なのに、良いとして機構の中でも手続きを終えてしまったのかっていうのも、
0:04:15	よくわからない。
0:04:18	何がどう判断されてそうなったのかっていうのも、
0:04:22	わからないし、そもそもその
0:04:27	何て言うんでしょうか。なぜ、解体撤去途中段階でしか仮の状態を終えていいのかっていう技術的な根拠もわからない。
0:04:37	ので、そこも具体的な説明。
0:04:40	これは可能だと思うんでちゃんとしてもらう人がいると思いますよ。
0:04:44	三つ目なんですけどね、今回のこの面談っていうのも、うちはその使用前確認の可否に係る面談っていうのを、多分西検査グループにしたってことで、検索力から情報を経てね。
0:04:58	こういう判断を市からアプローチしたんだけど、そもそも許可申請書で治癒したいってような判断が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:07	機構の中でされてるんだったら、当然こういう事象があれば研究炉等審査部門に何の報告もなかったっていうね。
0:05:14	うちから今回の子、これもうちから婚活なければ、研究炉審査部門とその面談するつもりもなかったわけですよ。
0:05:23	従ってその、なぜこういう許可申請書と違うという事象が起きたときに、
0:05:29	関係する対象として検査グループと審査グループがあって、審査グループ関係ないんでっていうことであれば、
0:05:35	この度取る必要はないんだけど、審査グループに対してもな、なぜ報告ができなかったのかって言うのも問題なんじゃないですかね。これは3点目。
0:05:45	4点目なんですけどね。さっき言ったんだけど
0:05:51	使用前確認の可否に係る面談をする使用前確認必要なのどうかっていうのもちょっとわかんないんだけど、その使用前確認に進んで良いっていうのはその許可と、
0:06:03	違う方法をとったのにもかかわらず、大蔵氏、
0:06:09	規制の正式な手続き踏んで良いんだというふうに判断されたっていうのもわからない。誰がどう判断して、どういうロジックなのかっていうのはもう全然わかんないんですと。
0:06:20	5番目なんだけどね、ここに書いてないけど今後速やかに変更許可申請を行う。
0:06:27	ということも、
0:06:29	ちょっとできるのかどうかっていうのはちょっとわからない、ちゃんと整理する必要があると思います。
0:06:37	6ポツ名6点目なんだけど
0:06:42	センター内外へ本試合を展開し、再発防止を図るものとするっていうことなんだけど、これもさっき申し上げたけど根本原因分析してちゃんと
0:06:52	んな、何をどうするのかっていう具体的な話もちょっとないし、
0:06:59	それは時間かかるのかもしれないんだけどそういったものをちゃんと整理しようが必要あるというふうに思います。
0:07:06	ちょっと7番目なんだけど
0:07:10	設備の解体撤去において不備があったので、
0:07:14	この設備の解体撤去における許可申請時の検討を十分に検討し、
0:07:20	要は再発防止限定してんですよ。
0:07:25	いや、
0:07:26	結局、根本原因分析をした結果として、甲斐解体撤去以外の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:32	話については何ら問題がない。従って、解体撤去、
0:07:38	だけに限って、
0:07:41	再発防止をするんだったらいいんだけど、なんでねもうすでに
0:07:46	再発防止の範囲を限定されているのか。
0:07:49	ていうのが、わからない。
0:07:53	なんでうちもね、最初に話したんだけど、これはいい話じゃないんですよ。
0:08:00	うちもちょっと余計な仕事増えてまして、
0:08:06	今後ちょっとそこはどういう対応をとる形いろいろこっちの作業しないといけないんでこの第一報としてはね概要わかったんだけど、今言ったような話をちゃんと整理されても少ないという、こっちの説明でいないんでね。
0:08:19	ちゃんと整理してもらいたいと思いますけど、私はちょっと、概要を見て気づいたこと申し上げますけれども、
0:08:28	これいつごろまとまります鏡プルセンター。
0:08:33	今言った7点。
0:08:36	はい。ちょっと、すいませんもう一度お願いいたします。
0:08:40	今言った7点はいつごろまとまります紙として、この紙で出してね。
0:08:51	この内余計な仕事増えてるからさ。
0:08:55	やってることもうめちゃくちゃだし、
0:08:59	僕ねこの調査官の細野ですけど、
0:09:05	0 朴マネージャーじゃない。
0:09:09	余計な仕事増えてんだよね。
0:09:17	D、これしっかりまとめてもらわないとまず、
0:09:21	はい。
0:09:22	今いただきました7.2対
0:09:24	ですねまとめまして、資料として回答させていただきたいと思います。それからまず話を聞こうか。
0:09:31	はい。
0:09:33	これおかしいよね。
0:09:35	おかしい。
0:09:36	やってることが全般おかしいよ。
0:09:41	違う、原子力をなりわいとしてね。
0:09:45	研究開発法人をやってるわけですよ皆さん。
0:09:49	模範になんなぎゃいけない、許認可手続きも、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:54	何をやってるんだと、何を。
0:09:59	これやっぱり模範となって欲しいわけで、僕は、
0:10:03	はならない、ならないんだとにかく今、真田君が言った、その7点をしっかりまとめて、それからもう1回話聞きましょうか。
0:10:14	これよろしいですかね。
0:10:17	原子力機構、加来本部東京事務所の仲村です。はいどうぞ。
0:10:23	意識の遅いといいますか、何が認識違うの。
0:10:30	まず、観点名にご発言をされました。検診部門に対するコンタクト、検査班の方があって我々の方から直接なかった。
0:10:46	ていうのがあるんですけども、例えばちょっとごめんなさい。検査官とのコミュニケーションの中で、あと我々からのご連絡しますっていう話をさせていただいてご連絡してたんですけども、
0:10:59	それと並行して県検査官の方からも、
0:11:04	並行してお耳に入ったといった状況がございます。もともと我々の認識としてですね本件、
0:11:16	当然その解体撤去に関するものでして、論点がですね、いわゆるその解体、
0:11:23	の範囲をどこの域にするかっていうことだという認識でございました。そのためそもそも使用前確認の中で解体定期検査ですね。
0:11:36	その中で解体撤去について確認しますということを検査官より詰めさせていただいております。その解体撤去の状態について、検査の中で確認しますというようなご判断を検査いただきましたので、
0:11:51	もともと今回その解体のあり方をご相談させていただくというような類の話でしたのでそれについて元に県さんにご相談をさせていただいたと。
0:12:00	いったことになってございます。
0:12:01	その時に和気さんの方からやはり多かったものでございますのでやはり審査部門の方の見解を伺うべきだということを改めてちょっとご相談させていただいております。なのでその機構としてですね、今回これで解体が終わりましたらいいんですよっていうような判断をしたわけではなくて、それについてご相談させていただきたい。
0:12:19	ていうことでコンタクトをとらせていただいたものになってございます。問の3番目はそのクロノロジーを書いてもらえばいいかもしれない。
0:12:28	経験者。
0:12:31	ナカムラです。クロノロジクロノロジーっていうのはあれですわ。
0:12:39	いやこういう事案が発生しましたっていうときに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:44	要は規制当局と案への分割があるわけですね。
0:12:49	初動としてどうしましたっていうのを、
0:12:51	当然、うちも上げてく過程で、こういう事案が起きて、うちはいつ、
0:12:57	知ってどうなったんだって話になるからね研究炉等品さんの
0:13:02	の順番がどうとかって話じゃなくて、クロノロジーをね、まず、今機構の話と、こういうのを確認するために、専門検査後にコンタクトをとって、その時にこういう議論が発生して、
0:13:16	しましたと。
0:13:18	いうので何かこうなったみたいなのを整理すればいいんじゃないかな。
0:13:23	原子力機構東京事務所の仲村です。澤田さんがおっしゃる通りこの件本当に時系列をきちんとご説明するべきだったというのは本当にその通りだと思いますので、まずはその点整理させていただいて、
0:13:36	ご説明させていただこうかと思います。
0:13:39	土肥さんは時系列にしましょう。
0:13:43	はい。
0:13:50	以上、前回以外であと何かありますか何か。
0:13:53	河内さんは、前回以外で、
0:14:00	なければ紙をまとめてからもう一度お話をうかがわさせていただければと思いますけれども、
0:14:06	減少機構東京事務所の仲村です。はいどうぞ。
0:14:10	奥さん本当せっかくいい機会をいただいたというふうな認識をしてございましてですね本件いわゆるその解体撤去、
0:14:18	について許可の段階でどこまで求めるのかっていう点が議論のポイントになるかというふうに思っております。かねてよりですね設備の解体撤去について当初はいわゆる廃止措置を行う、いわゆる使用施設等廃止措置
0:14:36	計画等がない、ないというか最後に出ないんですけども、いわゆるその廃止に向けた措置をしていく中で、その全体像がある程度わかるような形でその解体撤去の参考資料つける。
0:14:50	というのがおそらく以前ご指導いただいてそういうふうな対応をさせていただいております。それについてですね今まで我々の中でですねそういったものがある意味その参考資料だという位置付けてさせていただきます。
0:15:05	います。そこの位置付けが、要はどれだけの何ていうんすかその拘束力というか、思って、当然書いてあることについてですねそれに沿って進めるってのはおっしゃる通りなんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:19	今回みたいになんて内容、言ったって考えだったり変更が生じた場合のその手続きみたいなのところについても、やはりある程度はっきりさせるべきではないのかなというふうな認識を持って、
0:15:36	その件はねえ。
0:15:37	実は社内で問題になってまして、ちょっと時期が早いので、オープンになってもいい話なんですけれども、
0:15:47	廃止措置の審査基準を非該当向けに作りましたので、それを解釈に援用する形で、許可基準の中に盛り込もうと。
0:15:57	いうふうに我々考えています。
0:15:59	そういう考えでやるやろうと思っています。その方がはっきりしますし、我々として皆さんの解体撤去っていうのに対して、コミットメントができないと。
0:16:08	いうことについて、我々としても若干歯がゆい思いを持っていましたので、まさしく仲村さんおっしゃる通りの、
0:16:17	綺麗な形でのですね、解釈の整備をしてから、
0:16:21	そういう形でやろうと思ってますので、
0:16:24	今回の件は今回の検討してとりあえずそれに準じたような感じではやりますけれども、
0:16:30	あまりこの件を惹起すると、
0:16:34	多分、
0:16:35	お互いっていうか機構の首は閉まると思うけど、
0:16:41	だから、ちょっと、
0:16:43	この件はこの件でとりあえず処理はしたほうがいいと思うよ、これは。
0:16:49	はい。減少機構東京事務所の仲村です。細田さんおっしゃる通りだと結構その案件としてこれまでの対応も含めて結構問題がある。
0:17:00	ちょうど先日、常設のアンケートについてですねご依頼ございましてその中でもある拠点の中からちょっと回答させていただいてるんですけどこの解体撤去に関する、
0:17:12	ものであったと使用施設はいい日ですね。そういったものについては別の場でしっかりと議論させていただきたいなというふうに考えてございますので、よろしく申し上げます。この件はこの件でこういった点について問題だったといったところをしっかりとですね、精査した上でそれとあまり切り離れた形とはいえちょっとその先を見据えた
0:17:32	ものが取り入れればいいのかと思ってますので、整理した上でご相談させていただきたいというふうに思っております。お願いします。そうですね。なんでうちも、まさにこの話は、いろんなものを引き起こすんですよ。何かちょっとその切り離れたほうがいいってこの事案。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:50	この事案、
0:17:53	の処理の話と、一方で制度としてこういったものが、
0:17:57	クリアにしないといけないって話があってそこが混在するとね、もう 1 個もこっちの処理、
0:18:03	いやそういう議論が多分、絶対出てちゃ出ちゃって内本講師。
0:18:08	作業しないといけないから、また、
0:18:10	このトラブルによって二つくらい。
0:18:13	いい形な仕事が増えるんだなっていうんだけどちょっと切り分けて整理した方がいいと思うんですね。
0:18:20	一つは、まずこの事案、この許可のこの工事に関しての、
0:18:28	処置の話と、もう 1 本、これは別に、
0:18:34	何か我々だけで決まる話だって、もうちょっと大きな話なんだけど、制度的にどうなんだって話が問題として、i P a d ありますんで、
0:18:41	そこはちょっと切り分けて整理してもらった資料を作るときもちょっとそこは切りつけてもらいたと思います。
0:18:53	他はありますか。
0:18:57	今の話拝承いたしました承知いたしました。私は以上でございます。はい。
0:19:04	プルセンターは、
0:19:06	プロテクターをオクムラでございます。いただきました、コメント等踏まえてですね、しっかり資料を作って、改めてご説明をさせていただきたいと思います。今回、大変申し訳ございませんでした。
0:19:18	いえ。とんでもないです。かなり作って今後に向けた、
0:19:23	品質保証体制でね、しっかりした二相状態制のもとで、
0:19:28	取り組んでいただくのは重要なんで、こういう、こういうのがないようにやっぱり模範となるような形で、
0:19:35	やっぱり原子力を生業研究開発法人として立派に、
0:19:40	手続きお話いただくっていうのは、101010 大事なので、
0:19:43	その点ご理解いただければと思いますし、今、オールド良い資料もまとめて、また再度説明したいと。
0:19:54	いうご発言もありましたので、
0:19:58	お待ちしてますよ。いずれにせよ、
0:20:00	はい。
0:20:02	プルセンターのオクムラでございます。資料のほうを作成するに当たりましてそうですね、1 週間ほどいただければ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:10	ありがたいと考えておりますが、時間的にはいかがでしょうか。来週ね、降下福岡内野サナダ君がいないんですよ。
0:20:20	海外行っちゃうんで、4日の週でいいですよ。
0:20:25	4日の週で、
0:20:27	プルセンターオクムラでございます。承知いたしました。では、資料は、作成の方進めさせていただきまして、日程につきましては、4日の週という形で別途調整させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。
0:20:40	私からは以上です。
0:20:42	大丈夫。はい。
0:20:44	はい、じゃあ飯田大瀬。
0:20:48	じゃあ、よろしくお願ひします。次。
0:20:53	あとなければ、今日終わりにしたいと思っております。よろしいですか。はい。ちょっと最後1点。
0:21:00	今、
0:21:01	言ったのは、
0:21:03	私が見た限り、これくらいの情報は必要だかっていう点で申し上げましたけど、これ以外にも、当事者機構なんですね。
0:21:13	機構が必要だというものがあれば、当然入れてもらってあると思っておりますんで、
0:21:20	規制庁に言われたことだけ対応するってことではなくて、
0:21:23	事象を説明する上で必要なものは、今私が申し上げた以外のものでもあれば、しっかりまとめてもらうっていうのが重要だと思っておりますんで、ちょっといま1度社内でちゃんと検討。
0:21:36	して、
0:21:37	資料提示してもらえればと思っておりますけど。
0:21:40	よろしいですか。
0:21:44	はい。プルセンター
0:21:46	でございます承知いたしました。そのように、検討を進めさせていただきたいと思っております。
0:21:50	主事。はい。
0:21:52	ホンダ丹知見てください。こんな会社見てください。
0:21:56	はい。聞こえますか。大丈夫ですか。はい。はい。そしたら次回、7日の
0:22:05	7月4日の週ってということで私と東京事務所の方で調整は進めさせていただきますので、当間、今日こちらから指摘した7点プラスII。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:16	当事者たる原子力機構さんの方で気がついたこと或いはこの面談の後に、気がついたことみたいなものがあれば、それもあわせて、
0:22:26	次回の面談にの後に追加していただく。
0:22:30	ということになりましたのでよろしくお願ひいたします。ではこれでよろしいですか面談終了いたします。
0:22:36	はい。お疲れ様でした。ありがとうございました。はい。はい。はい。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。